

第 91 回講習会資料「台湾における化学物質規制の最新動向」に関する補足資料

頁	スライド	補足情報
44	下	〔GHS 危害図式の形状および色〕 GHS では非輸出品に限り、黒枠を選択することも認めているが、台湾では赤枠となっている。労働検査でも黒枠を使っている企業があるが、その場合は期限を定めて改善するよう指導する。将来的には、黒枠を認めるかどうか適宜調整する。
64	上	〔今後の GHS 推進スケジュール予定計画〕 第 2 段階適用物質は、今年後半に出るかもしれない。量が多い場合は、第 2 段階、第 3 段階の 2 回に分けて実施することも考えている。2 段階実施か、3 段階実施かは、部門間の決議による。
72	下	〔台湾の主要化学品管理法規〕 ①台湾では 2012 年に政府組織の再編を予定している。各部、委員会の名称は変わるが、法律自体は変わらない。(講演の席上、“1 月 1 日に”との説明あり。) ②2010 年 5 月、經濟部の工場管理指導法が修正、公布された。修正箇所は、危険品に対する管理、緊急事故対応。
80	下	〔国家化学物質登録管理の推進および制度全体の構造〕 来週 (6/21 週)、3 回目の部門間調整連絡会議がある。
82	上	〔作業場所の化学品管理制度の発展および将来の展望〕 最終目標は 2015 年までに GHS を全面的に実施すること。
86	上	〔新化学物質申告の最新の進展(2)〕 申告窓口を 1 つにする、提出する資料を統一するという方向で、部門間会議で調整中。最終的には、国として 1 つのリストを作っていく。 なお、行政院環境保護署が起草中の「毒性化学物質管理法」の修正の内容については、環境保護署の許可をもらっていないので、規定を確認のこと。
86	下	〔新化学物質申告の最新の進展(3)〕 製造企業、輸出企業を問わず、川上～川下すべての企業に申告資格がある。
88	下	〔新化学物質申告の最新の進展(5)〕 「科学研究および発展 (新たに追加を予定、申告する必要はない)」について。 アメリカと同様、製品・プロセス指向研究開発は申告を免除される。自社 (が台湾) で研究開発をする場合や、学校、研究機関は免除されるが、台湾の企業に委託する場合は、申告が必要となる。
96	上	〔新化学物質申告～ポリマーに関して〕 (低懸念) ポリマーの条件に合致すれば、1 トン以上であっても簡易申告できる。
96	下	〔新化学物質申告の審査期間計画〕 「少なくとも 2 ヶ国で申告を完了した物質」について。 どの国を OK とするかはリストはまだ出していない。EU、US、カナダ、オーストラリア、日本、中国は OK。EU は 2 つリストがあるがどちらも OK。韓国を認めるかどうかは、韓国からの資料提供を受けてから検討する。
98	下	〔新化学物質申告の資料保護〕 2 ヶ国で申告を完了した物質として申告した場合、その国でも資料保護を申請していること。そうでない場合は、資料保護申請の条件に合致しているとは認められない。

頁	スライド	補足情報
100	上	<p>〔ECN 報告提出作業および NCN 予定スケジュール〕</p> <p>2010 年 12 月 31 日以降も、リスト公布までは報告提出を受け付ける予定だが、証明資料（インボイス、MSDS、税関申告書など）の提出が必要となる。具体的な方法は部門間会議で検討中。決定したら公告する。</p>
106	下	<p>〔既有化学物質報告提出の作業要点(6)〕</p> <p>化学物質の中国語名称は必ず付けること。中国語名がないものは差し戻している。IUPAC 命名法を原則とし、CAS 名でも OK。大陸と台湾では、IUPAC を原則とする点では同じだが、完全に同じではない。ポリマーの名称はモノマー＋シーケンスで命名。英文名がある場合は、その英語のモノマー、シーケンスごとに中国語に置き換えればよい。完全に正しいものでなくとも、だいたいどのような物質かが中国語で分かることが大事。受理した後、専門家にチェックしてもらい、必要なら企業に再確認を依頼する。</p>
108	上	<p>〔既有化学物質報告提出の作業(7)〕</p> <p>すでに 2 万件近く提出されている。</p> <p>必ず所定の Excel ファイルで提出すること。日本から直接提出する場合は、必ず台湾国内の連絡人を届け出ること。連絡人の電話番号は台湾国内の固定電話であること。携帯電話は認めない。</p>
108	下	<p>〔既有化学物質報告提出の作業(8)〕</p> <p>資料保護申請書の記入方法について。</p> <p>“簽署”というのは署名および捺印のこと。欧米のように公印を持たない企業はサインのみでよいが、日本の企業の場合は必ず署名、捺印が必要。資料保護を申請した企業は 20 件のみ、保護するかどうかは審査中。</p>
113	下	<p>〔既有化学物質報告提出の作業(10)〕</p> <p>報告提出 1 回につき完成通知 1 枚を発行する。</p>